

特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱

(平成 10 年 9 月 4 日文部省・通商産業省告示第 2 号)

平成 12 年 12 月 28 日文部省・通商産業省告示第 2 号

平成 14 年 6 月 27 日文部科学省・経済産業省告示第 15 号

平成 20 年 12 月 1 日文部科学省・経済産業省告示第 9 号

改正 平成 31 年 2 月 28 日文部科学省・経済産業省告示第 1 号

(目的)

第一条 この要綱は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「法」という。）第四条第一項の実施計画の承認及び法第五条第一項の実施計画の変更の承認に関し必要な事項を定めることにより、承認に係る手続の円滑化及び関連する措置の適切な実施を図ることを目的とする。

(実施計画の承認の申請)

第二条 法第四条第一項の規定に基づき実施計画の承認を受けようとする事業者は、様式第一による申請書を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、当該事業者の定款、寄附行為、法人登記簿の写しその他の書類であって、特定大学技術移転事業の実施に関する指針（平成十年文部省・通商産業省告示第一号）二に規定する特定大学技術移転事業を実施する者の要件に該当することを証するものを添付するものとする。

(実施計画の承認)

第三条 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請書等の提出を受けたときは、速やかに法第四条第三項に照らしてその内容を審査し、当該実施計画を承認するときは、様式第二によりその旨を申請者たる事業者に通知するものとする。

- 2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、当該実施計画を不承認とするときは、様式第三によりその旨及び不承認とする理由を申請者たる事業者に通知するものとする。
- 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、法第四条第一項の実施計画の承認を行った場合は、同条第四項の規定に基づき、当該承認の日付、当該承認事業者（法第五条第二項に規定する「承認事業者」をいう。以下同じ。）の名称その他必要な事項を公表するものとする。

(承認計画の変更に係る承認の申請及び承認)

第四条 承認計画（法第五条第二項に規定する「承認計画」をいう。以下同じ。）の趣旨を変えないような軽微な変更は、法第五条第一項の変更の承認を要しないものとする。

- 2 法第五条第一項の承認計画の変更に係る承認の申請は、様式第四により行う。
- 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに法第四条第三項に照らしてその内容を審査し、当該変更を承認するときは、様式第五によりその旨を申請者たる承認事業者に通知するものとする。
- 4 文部科学大臣及び経済産業大臣は、当該変更を不承認とするときは、様式第六によりその旨及び不承認とする理由を申請者たる承認事業者に通知するものとする。
- 5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、法第五条第一項の承認計画の変更の承認を行った場合は、当該承認の日付、当該承認事業者の名称その他必要な事項を公表するものとする。

- 6 第二条の規定は、第二項の申請に準用する。

(承認計画の承認の取消し)

第五条 文部科学大臣及び経済産業大臣は、法第五条第二項に規定する場合のほか、第二条の規定による承認の申請又は第四条の規定による変更の承認の申請に際し虚偽の申請が行われたときは、当該申請に係る承認を取り消すことができる。

2 承認計画の承認を取り消すときは、様式第七によりその旨及び取消しの理由を当該承認事業者に通知するものとする。

3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、承認計画の承認の取消しを行った場合は、法第五条第三項の規定に基づき、当該取消しの日付、当該承認を取り消された事業者の名称その他必要な事項を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第六条 承認事業者は、当該承認計画の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、文部科学大臣及び経済産業大臣に様式第八により報告をしなければならない。

2 承認事業者は、文部科学大臣及び経済産業大臣から当該特定大学技術移転事業の実施に関して必要な資料を求められた場合は、当該資料を提出するよう努めなければならない。

様式第一

特定大学技術移転事業の実施に関する計画に係る承認申請書

年 月 日

文部科学大臣 名 殿

経済産業大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記の計画について承認を受けたいので、申請します。

記

1. 特定大学技術移転事業を実施する者に関する事項
別表1のとおり
2. 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法
別表2のとおり
3. 特定大学技術移転事業の実施時期
事業開始（予定）： 年 月
4. 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
別表3のとおり

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 特定大学技術移転事業を実施する者に関する事項
別表1により記載する。
2. 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法
別表2により記載する。
3. 特定大学技術移転事業の実施時期
特定大学技術移転事業の開始時期を年月をもって記載する。
4. 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
別表3により記載する。
5. その他
既に法第11条の認定を受けている事業者は、その認定を行った大臣名及び認定を受けた年月日を記載する。

別表 1

特定大学技術移転事業を実施する者の要件に関する事項

1. 名称
2. 所在地（注 1）
3. 代表者
4. 連絡先
5. 設立年月日（予定年月日）
6. 出資金及び出資者等の構成（注 2）
7. 役員の構成（注 3）
8. 組織（注 4）
9. 役職員数（注 5）

	特定大学技術移転事業 に従事する役職員数	全役職員数
常勤役職員（注 6） （うち技術移転に関する専門的知識・ 能力を有する者）	名 (名)	名 (名)
非常勤役職員 （うち技術移転に関する専門的知識・ 能力を有する者）	名 (名)	名 (名)
合 計 （うち技術移転に関する専門的知識・ 能力を有する者）	名 (名)	名 (名)

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（注 1） 特定大学技術移転事業を実施する本拠となる場所の住所を記載する。

（注 2） 一般社団法人又は一般財団法人の場合は、基金の額及び出えん者の構成を記載する。学校法人の場合は、基本金の額を記載する。

（注 3） 常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する（なお、ここでいう「常勤」の意味については、注 6 参照）。また、役員の略歴を記載した資料を添付する。

（注 4） 組織図を添付する。

（注 5） 「技術移転に関する専門的知識・能力を有する者」（特許に関する知識が豊富な者や、技術のマーケティング及びライセンス活動の能力があると考えられる人材をいう。）を他の役職員と区別して記載する。また、該当する者の略歴を記載した資料を添付する。

（注 6） 「常勤」とは、特定大学技術移転事業を実施する者との契約関係・身分関係の別を問わず、同事業を実施する場所を主たる勤務先とすることをいう。

別表 2

特定大学技術移転事業の内容及び実施方法

1. 企業化し得る特定研究成果の安定的な供給を受けることの説明（提携関係を有する大学の名称又は研究者の氏名及びその所属大学の名称を含む。）
2. 特定研究成果の評価及び選別の具体的方法
3. 特定研究成果の活用が期待される民間事業者に対する特定研究成果に関する情報の提供の方法（①会員制を採用する場合、会員の募集方法、会費、会員数見込その他の運営方法、②特許出願等の出願公開前における秘密保持の具体的方法を含む。）
4. 特許権等についての民間事業者への実施許諾等の具体的方法
5. 実施料等の収益の研究者及び大学への配分及び還流の方法並びにその公表手段
6. その他特定研究成果の効率的な移転に必要な業務として行われる業務の内容及びその実施方法（注）
(1) 経営面での助言
(2) 技術指導等
(3) 金融面での支援
(4) その他特定研究成果の効率的な移転に必要な業務
7. 大学における学術研究の特性等への配慮の具体的内容
8. 中小企業者への配慮の具体的内容

（注） 6については該当する事項がある場合のみ記入すること。（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表 3

特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 特定大学技術移転事業の運営に伴い見込まれる収入及び費用

(単位：千円)

	年度									
営業収入(A) ライセンス収入(a) 会費収入(b) 助成金(c) その他収入(d)										
営業費用(B) 人件費(e) 特許関係経費(f) その他経費(g)										
経常利益(C=A-B)										
法人税等(D)										
税引後損益(E=C-D)										
累積損益(F)										

2. 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の調達方法

(単位：千円)

	年度									
内部留保計(G) 経常利益(C) 特許費償却戻入(f') 償却費戻入(g') 支払税等(D')										
財務収入計(H) 出資金(h) 会費収入(b') 助成金(c') 借入金(i)										
財務支出計(I) 創業費(j) 特許関係投資(f'') 設備投資(g'') 借入金返済(i')										
財務収支(J=H-I)										
期末現金残高(K=G+J)										
借入金残高(L)										

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注) 1. 少なくとも5期以上について記載する。

2. 金融機関からの融資期待がある場合で、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの債務保証の期待がある場合は、その旨を記載する。

3. 本表は一つの例を示したものであり、適宜修正も可とする。

様式第二

年 月 日

殿

文部科学大臣 印

経済産業大臣 印

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の規定に基づき平成 年 月 日付けで承認の申請のあった実施計画については、同条第3項の規定に基づき承認します。

（備考） 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第三

特定大学技術移転事業の実施に関する計画に係る不承認通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 印

経済産業大臣 印

平成 年 月 日付けで承認申請のあった実施計画については、下記の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

(記載要領)

法第4条第3項の規定のうち、不承認の理由となっているものを具体的に記載する。

様式第四

承認計画の変更承認申請書

年 月 日

文部科学大臣 名 殿

経済産業大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付けで承認を受けた特定大学技術移転事業の実施に関する計画について下記のとおり変更したいので、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更の内容については、変更前と変更後で対比して記載するとともに、必要に応じ、様式第一別表1、別表2及び別表3のうち変更事項に関するものを変更後の記載に改めたものを添付する。

様式第五

年 月 日

殿

文部科学大臣 印

経済産業大臣 印

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第5条第1項の規定に基づき平成 年 月 日付けで承認の申請のあった実施計画については、同条第3項の規定に基づき承認します。

（備考） 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第六

承認計画の変更不承認通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 印

経済産業大臣 印

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあった実施計画については、下記の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

(記載要領)

法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定のうち、不承認の理由となっているものを具体的に記載する。

様式第七

承認計画の承認取消し通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 印

経済産業大臣 印

平成 年 月 日付けで承認をした承認計画については、下記の理由により承認を取り消します。

記

承認を取り消す理由

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

(記載要領)

法第5条第2項及び実施要領第5条第1項の規定のうち、承認の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第八

平成 年度における承認計画の実施状況報告書

年 月 日

文部科学大臣 名 殿

経済産業大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付けで承認を受けた特定大学技術移転事業の実施に関する計画の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 特定研究成果の発掘、評価及び選別の状況
2. 特定研究成果に係る特許権等の取得状況及び権利の返還の状況
3. 特定研究成果に関する情報の提供の状況
4. 特許権等についての民間事業者への実施許諾等の状況
5. 実施料等の収益の研究者及び大学への還流の状況
6. その他特定研究成果の効率的な移転に必要な業務の実施状況
7. 特定大学技術移転事業の運営に伴う収入及び費用の実績

(単位：千円)

	平成 年度実績	当初予定	差異
営業収入(A) ライセンス収入(a) 会費収入(b) 助成金(c) その他収入(d)			
営業費用(B) 人件費(e) 特許関係経費(f) その他経費(g)			
経常利益(C=A-B)			
法人税等(D)			
税引後損益(E=C-D)			
累積損益(F)			

(注) 項目については、提出されている実施計画の項目（様式第一別表3を修正している場合には、その修正後の項目）に合わせることを。

8. 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の調達実績

(単位：千円)

	平成 年度実績	当初予定	差異
内部留保計(G) 経常利益(C) 特許費償却戻入(f') 償却費戻入(g') 支払税等(D')			
財務収入計(H) 出資金(h) 会費収入(b') 助成金(c') 借入金(i)			
財務支出計(I) 創業費(j) 特許関係投資(f'') 設備投資(g'') 借入金返済(i')			
財務収支(J=H-I)			
期末現金残高(K=G+J)			
借入金残高(L)			

(注) 項目については、提出されている実施計画の項目（様式第一別表3を修正している場合にはその修正後の項目）に合わせることを。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。